

富山県学校吹奏楽連盟規約

第1章 総則

第1条（名称）

この連盟は富山県学校吹奏楽連盟という。

第2条（事務局）

この連盟の事務局は理事長が定めた場所に設置する。

第3条（地区）

この連盟には、新川・富山・高岡・砺波の4地区をおく。

第2章 目的および事業

第4条（目的）

この連盟は、吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、富山県の芸術文化の発展と音楽教育の向上・発展に寄与することを目的とする。

第5条（事業）

この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 コンクールの開催
- 2 演奏会・講習会・研究会などの開催
- 3 地域社会などへの協力
- 4 吹奏楽などの普及事業への助成
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 組織および加盟

第6条（組織）

この連盟は、前項の目的に賛同する富山県内の小学校、中学校、高等学校、大学（高等専門学校）、一般・職場の吹奏楽団で組織する。

第7条（加盟）

加盟しようとするときは、次の各号をそろえて事務局に申請するものとする。

- 1 加盟の申込書
- 2 連盟で請求する書類
- 3 加盟費

第8条（会員）

この連盟は、運営にあたり会員を置く。

第4章 会員

第9条（会員の種別）

この連盟の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 所属団体が推薦する代表者（1名）とする。

- 2 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、総会の決議を経て推薦された者。
- 3 特別会員 この連盟の目的と事業に賛同する学識経験者で、総会の決議を経て推薦された者。

第10条（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 正会員の属する団体が解散したとき。

第11条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第12条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 1 この連盟の名誉を傷つけ、または連盟の目的に違反する行為のあったとき。
- 2 この連盟の会員としての義務に違反したとき。
- 3 会費を1年以上滞納したとき。

第5章 役員および事務局

第13条（役員）

この連盟には次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 16名以上、48名以内
(うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事12名以上16名以内)
- 4 監事 2名

第14条（役員を選任）

- 1 会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
- 2 副会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
- 3 常任理事は、理事および特別会員の中から総会でこれを選任する。ただし、学識経験者の数は3分の1を越えてはならない。また、各地区代表理事は常任理事を兼ねるものとする。
- 4 理事長は、常任理事より互選し、選出された地区は常任理事を1名加えることができる。
- 5 副理事長・事務局長は、理事長が常任理事より推戴する。
- 6 常任理事以外の理事は、各地区より推薦されるもので、各地区の加盟団体10団体までは4名とし、11団体を越えるときは5団体ごとに1名を加えることができる。ただし、各地区12名以内とする。
- 7 監事は理事より選出する。他の役職を兼ねない。
- 8 特別会員は理事待遇とする。

第15条（役員の職務）

- 1 会長は会務を総括し、この連盟を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
-

- 3 理事長はこの連盟の業務を統括する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。また、総務・事業を総括するとともに事務局長への助言にあたる。
- 5 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
- 6 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、この連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。
- 7 各地区代表理事は、地区の運営事業を統括し、理事会にその報告をするものとする。
- 8 事務局長は常任理事が兼任し、副理事長のもとに各実行委員を組織し統括する。
- 9 事務局長は財務を担当する。
- 10 実行委員長は常任理事がこれに当たる。

第16条（監事の職務）

監事はこの連盟の業務および財務に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 連盟の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会・総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

第17条（役員の任期）

- 1 この連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第6章 顧問および参与

第18条（顧問および参与）

- 1 この連盟に顧問および参与をおくことができる。
- 2 顧問および参与は理事会においてこれを推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問および参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

第7章 会議

第19条（総会の招集）

- 1 通常総会は毎年1回、会計年度終了後1ヶ月以内に会長が召集する。
- 2 理事長または監事が必要と認めたとき、臨時総会をもつことができる。
- 3 正会員、特別会員総数の3分の2以上の請求があった場合、理事長は臨時総会を召集しなければならない。

第20条（総会の議長）

総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

第21条（総会の議決事項）

総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および収支決算についての事項
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他、この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項。

第22条（総会の定足数）

- 1 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、諸般の事情により正会員が出席できない場合は、あらかじめ意志を表示した正会員の代理人を出席者とみなす。
- 2 総会の議事は、この規約で別に定めがある場合を除くほか出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第23条（常任理事会および理事会の招集など）

- 1 常任理事会および理事会は理事長が召集する。
- 2 議長は理事長とする。

第24条（常任理事会および理事会の定足数）

- 1 常任理事会および理事会は、常任理事および理事の過半数の出席を必要とする。ただし、いずれかの地区1名以上の出席がない場合は、その会議を開き議決することができない。
- 2 議事は、この規約で別に定めがある場合を除き、出席役員の過半数をもって決する。

第25条（議事録）

すべての会議には議事録を作成する。

第26条（発言権）

- 1 総会では正会員および議長が指名した者とする。
- 2 理事会では理事および議長が指名した者とする。

第27条（議決権）

- 1 総会は出席した正会員の各1名につき1票とする。
- 2 理事会は出席した理事の各1名につき1票とする。
- 3 ただし、いずれも委任状により当該議事につきあらかじめ意志表示があれば、議長はこれを1票とする。

第8章 地区

第28条（地区）

規約第3条により地区をおく。

- 1 各地区は、この連盟の趣旨に基づいて各地区規約を作成し理事会の承認を受けるものとする。
 - 2 各地区には事務局をおき、連盟地区としての業務を行う。
 - 3 地区は、連盟規約および地区規約が定める目的達成のため各種の事業を行う。
 - 4 地区は、この連盟主催事業を主管することができる。
 - 5 地区役員は地区会員および地区総会において推薦された特別会員により選出された者とする。
 - 6 地区役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
-

- 7 地区には地区会長をおき、会長が推戴する。
- 8 地区代表理事を選出し、地区会長を補佐し地区の運営事業を統括する。
- 9 地区は、この連盟総会時に地区業務報告をしなければならない。

第9章 委員会

第29条（業務分担）

本規約第5条を遂行するために次の委員会をおくことができる。

- 1 総務担当委員会
 - (1) 事務・企画委員会
 - (2) 全日吹連委員会
 - (3) 中日吹連委員会
 - (4) 吹鳴編集委員会
 - (5) その他臨時委員会
- 2 事業担当委員会
 - (1) 全日コンクール委員会
 - (2) 中日コンクール委員会
 - (3) 各種コンテスト委員会
 - (4) 吹奏楽祭委員会
 - (5) 講習会委員会
 - (6) その他臨時委員会

第30条（実行委員会）

前条の業務を執行するため実行委員会をおくことができる。

第10章 資産および会計

第31条（資産の構成）

この連盟の資産は次のとおりとする

- 1 継承した財務目録記載の財産
- 2 会費
- 3 事業に伴う収入
- 4 寄付金品
- 5 その他の収入

第32条（資産の管理）

この連盟の資産は理事長が管理する。

第33条（加盟金・会費）

- 1 加盟金は1団体1, 000円（新規加盟団体のみ）
 - 2 会費は年額を次の部門により定める。
 - (1) 小学校4, 000円
 - (2) 中学校6, 000円
-

(3) 高等学校・大学（高等専門学校）・職場・一般10,000円

3 会費は当該年度の6月末までに納入するものとする。

第34条（会計年度）

この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第11章 付則

第35条（規約の変更）

この規約の変更は総会の過半数の賛同を要する。

昭和32年	7月25日	実施
昭和35年		改正
昭和43年		改正
昭和46年		改正
昭和52年		改正
昭和55年		改正
昭和63年	4月30日	改正
平成5年	4月24日	改正
平成15年	4月24日	改正
平成19年	4月21日	改正
平成21年	4月25日	改正
平成22年	4月25日	改正
令和3年	4月18日	改正
